

栃木県社会福祉士会研修講師派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、栃木県内の団体あるいは事業所等が開催する研修会等活動に栃木県社会福祉士会に登録された研修講師（以下「講師」という。）を派遣する栃木県社会福祉士会研修講師派遣事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において研修講師とは、栃木県社会福祉士会の会員で他者の推薦を経て本事業に応募し、栃木県社会福祉士会理事会にて承認され登録された者をいう。すでに栃木県社会福祉士会理事会により介護人材キャリアパス支援事業における講師として承認された者は、本事業においても講師として登録されているものとみなす。

(対象となる研修会等)

第3条 事業の対象は、次の各号のいずれかに該当する研修会等とする。

- (1) 栃木県内の福祉の関係団体および事業所等が福祉の知識を学び活動を充実・活性化することを目的に開催するもの
- (2) 目的、内容等から専門的な講師を派遣する必要性が認められるもの
- (3) 次の各号のいずれかに該当する研修会等は、事業の対象外とする。
 - ①営利を目的とするもの
 - ②宗教的又は政治的宣伝を目的とするもの
 - ③公序良俗に反するもの

(講師の登録等)

第4条 事業で派遣される講師は、栃木県社会福祉士会が募集する講師に会員である第三者の推薦を得て応募し、栃木県社会福祉士会理事会が社会福祉士としての活動の業績、資格、免許の内容等を総合的に判断した上で登録を行った者とする。

2 講師の登録期間は、登録した日から登録した日の属する年度末までとする。ただし、講師から申し出があった場合に限り、会長は、その登録期間を更新することができる。

3 会長は、講師が以下次の各号のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができる。

- (1) 講師から登録辞退の申し出があった場合
- (2) 講師が死亡した場合
- (3) 講師として活動中に、政治的、宗教的な活動、営利を目的とした活動のほか、事業の目的に反する活動を行ったと認められる場合
- (4) その他、理事会が講師としてふさわしくないと判断した場合

(講師の派遣人数及び派遣時間)

第5条 講師の派遣人数は、派遣を希望する団体及び事業所等と栃木県社会福祉士会事務局及び講師が相談の上、決定する。派遣時間は一回につき2時間以内とする。

(講師派遣の申請)

第6条 講師派遣を希望する団体及び事業所等は、派遣を希望する日の6月前から1月前までの間に研修講師 派遣申請書（様式第1号）により会長に申請しなければならない。

(講師派遣の決定)

第7条 会長は、講師派遣の申請があった場合はその内容を審査し、講師を派遣すべきものと認める者について派遣を決定する。その上で、研修講師派遣決定通知書（様式第2号）をもって通知を行うか、または講師が直接団体及び事業所等へ通知する。

(実施報告)

第8条 講師派遣の決定を受けた者は、事業が終了したときは、終了から10日以内に研修実施報告書（様式第3号）により会長に報告しなければならない。

(謝礼金の支払い)

第9条 会長は、事業実施団体及び事業所等から事業終了の報告があった場合、その内容を審査し、適當と認めたときは、事務手続き費用（10%）を除き派遣した講師へ謝礼金を支払う。

2 講師の謝礼金は、2時間以内3万円以上とする。

(キャンセル料)

第10条 事業実施団体及び事業所等の都合により、研修開催日前14日以内にキャンセルがあった場合、謝礼金の20%をキャンセル料として請求し、講師へ支払うことができる。ただし、自然災害等の不可抗力による場合、キャンセル料は請求しない。

附 則

この実施要綱は、令和3年5月30日より実施する。

この実施要綱の一部改正は、令和4年4月1日より実施する。